

議案第 3 9 号参考資料

利根町都市計画審議会条例新旧対照表

現行	改正案
第 1 条及び第 2 条省略 (組織) 第 3 条 審議会は、次に掲げる者につき、町長が任命する委員をもって組織する。 (1) (略) (2) 町議会の議員 <u>3 人以内</u> <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) 2 前項第 1 号及び第 <u>4</u> 号につき任命される委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 (略) 第 4 条以下省略	第 1 条及び第 2 条省略 (組織) 第 3 条 審議会は、次に掲げる者につき、町長が任命する委員をもって組織する。 (1) (略) (2) 町議会の議員 <u>1 人</u> <u>(3)</u> <u>関係行政機関又は茨城県の職員 2 人以内</u> <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) 2 前項第 1 号及び第 <u>5</u> 号につき任命される委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 (略) 第 4 条以下省略 <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>